

## 高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいい、公法人、公益法人、地方公共団体が出資する法人、自動車製造業者（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる細分類番号3111及び3112に属する事業者をいう。）、自動車卸売業者（日本標準産業分類に掲げる細分類番号5421に属する事業者をいう。）及び自動車小売業者（日本標準産業分類に掲げる細分類番号5911及び5912に属する事業者をいう。）を除く。以下「事業者」という。）が、その事業の用に供するため、専ら高砂市内を走行する自家用の低公害車（軽自動車を除く。）を購入する事業に対し、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、低公害車の普及を促進し、もって大気環境の改善を図るとともに、市民の生活環境の保全等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低公害車 ハイブリッドトラック及び天然ガストラックをいう。
- (2) ハイブリッドトラック ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。）のうち、事業者がその事業の用に供する自家用自動車をいう。
- (3) 天然ガストラック 天然ガス自動車（内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車と、自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）をいう。）のうち、事業者がその事業の用に供する自家用自動車をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象事業者が自ら所有するために、別表第1の第1欄に掲げる低公害車（以下「補助対象車両」という。）を自ら購入する事業とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内で1年以上同一事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有するものであること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 塵芥車に係る補助金を受けようとするものにあつては、高砂市から一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者であること。

（補助金の交付）

第5条 市長は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、別表第1の第2欄に定めるところにより算出して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該額は、同表の第3欄に掲げる額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別表第2の車両の登録日欄に掲げる期間に助対象車両の自動車検査証の登録日がある場合には、当該期間の区分に応じ、同表の申請期間欄に定める期間内かつ当該登録日から60日以内に、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業者が法人である場合にあつては、現在事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- (2) 補助対象事業者が個人事業者である場合にあつては、住民票の写し（発行後3か月以内のもの）
- (3) 直近の確定申告書（決算書を含み、税務署において受付済みのものに限る。）の写し（確定申告を電子申告で行った場合は、当該確定申告書の写し及び税務署に申告した旨が表示されている「メール詳細」の写し）
- (4) 補助対象事業者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書
- (5) 補助対象車両及び標準的燃費水準車両（当該補助対象車両と同規模かつ同等の仕様の最新の燃費基準に適合したディーゼル自動車をいう。以下同じ。）のそれぞれの見積書

- (6) 補助対象車両（架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車については、架装物等の変更部分を含む。）の外観、仕様（装備）等を説明するカタログ等の資料
- (7) 補助対象事業者の事業内容及び補助対象車両の走行計画等に係る資料（補助対象事業者の事業の用に供するため、補助対象車両が専ら高砂市内を走行することが確認できるもの）
- (8) 補助対象車両に係る請求書の写し（補助対象経費に係る内訳と補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されているものに限る。）
- (9) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）の写し（補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されているものに限る。）
- (10) 補助対象車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項（当該補助対象車両の使用の本拠が市内にあるものに限る。）
- (11) 補助対象車両が中古車である場合にあっては、補助対象車両の登録事項等証明書（詳細登録証明書）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について必要な審査を行い、適正であると認めるときは、交付決定を行い、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付けることができる。

（補助金の交付申請の取下げ）

第8条 第6条の規定により補助金の交付申請をした補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の請求及び支払）

第9条 第7条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象事業者は、別に市長が定める期日までに、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付請求書（様式第4号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適正であること

を確認したときは、当該請求をした補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

- 3 市長は、補助対象事業者が第1項に規定する期日までに高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付請求書を市長に提出しなかったときは、補助金を交付しないものとする。この場合において、当該請求に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業により取得した補助対象車両について、新車の場合にあっては4年(最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年)、中古車の場合にあっては2年を経過するまでに、継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助対象事業以外の用途に供したとき。
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適當な行為をしたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、市長は、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該取消しをした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、第7条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象事業者に対し、高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金返還命令書(様式第6号)により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定による返還金について市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年3パーセントの割合で計算した遅延利息を徴するものとする。

(事業完了後の監査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査することができるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、取得した財産を善良な管理者の注意

をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象車両が新車である場合にあっては4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年）、補助対象車両が中古車である場合にあっては2年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、前項に規定する処分をするため同項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金取得財産処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項に規定する処分時から同項に規定する期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。この場合において、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額をいう。）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（帳簿の保存義務）

第14条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、これを補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月18日から施行する。
- 2 自動車検査証が令和5年1月4日前に交付された場合におけるこの要綱による改正後の高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付要綱第6条第10号の規定の適用については、同号中「自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項」とあるのは、「自動車検査証の写し」とする。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 補助対象事業（補助対象事業者が使用して専ら高砂市内を走行する低公害車の購入）			2 補助対象経費及び補助額	3 補助金の上限額
<p>新車（補助金交付決定前において道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない車両であって、令和5年4月1日から令和8年3月1日までの期間に初度登録がされる車両をいう。）の導入の場合</p>	<p>ハイブリッドトラック又は天然ガストラック（環境省が実施する環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業における「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付対象車両に同規模かつ同等の仕様の車両がある場合は、その交付対象車両に限る。）</p>	<p>最大積載量（減トン前）4トン未満</p>	<p>標準的燃費水準車両と補助対象車両の車両本体価格（ともに消費税及び地方消費税を除き、補助対象車両に係る値引きがある場合は当該値引き後の価格とする。）の差額として市長が認めた額から、国、県等の補助金、寄付金その他の収入額を控除した額</p>	<p>38万円</p>
	<p>ハイブリッド塵芥車又は天然ガス塵芥車</p>	<p>最大積載量が4トン未満の車両に限る。</p>		<p>100万円</p>
<p>中古車（令和5年4月1日から令和8年3月1日までの期間に登録される中古車で、ディーラー以外の前使用者が初度登録使用者である場合に限る。）の導入の場合</p>	<p>ハイブリッドトラック又は天然ガストラック（塵芥車又は軽自動車以外のものに限る。）</p>		<p>車両本体価格（消費税及び地方消費税を除き、値引きがある場合は当該値引き後の価格とする。）の10分の1</p>	<p>19万円</p>
	<p>ハイブリッド塵芥車又は天然ガス塵芥車</p>	<p>最大積載量が4トン未満の車両に限る。</p>	<p>車両本体価格（消費税及び地方消費税を除き、値引きがある場合は当該値引き後の価格とする。）の6分の1</p>	<p>50万円</p>

別表第2（第6条関係）

車両の登録日	申請期間
令和5年4月1日から令和6年3月1日まで	令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
令和6年3月2日から令和7年3月1日まで	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
令和7年3月2日から令和8年3月1日まで	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

別表第3（第9条関係）

添付書類
(1) 第7条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象事業者の口座情報が確認できる書類
(2) その他市長が必要と認めるもの